

答 申 第 2 1 6 号  
平 成 2 9 年 7 月 1 0 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩原 聡 央



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成29年7月5日付け岐阜市参交第240号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案

(1) 事案の概要

現在、岐阜市では将来的な都市内分権を見据え、自治会連合会単位を基本として、自治会連合会、各種団体、住民有志などで構成されるまちづくりに関する協議会（以下「まちづくり協議会」という。）の設立を進めている。

超高齢社会の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景に、地域活動の担い手不足は深刻化している。その一方で、地域活動に参加したいが方法が分からない、きっかけがないといった人たちも一定程度存在している。このように地域活動に取り組みたい個人に対して活躍の場を提供し、並びにまちづくり協議会の自立及び活性化を図るため、当該個人を、まちづくりを担う人材である「岐阜市地域まちづくりプレーヤー」（以下「プレーヤー」という。）として市が登録し、個人とまちづくり協議会とを繋ぐ仕組みを構築する。

まちづくり協議会に対して地域活動に取り組みたいプレーヤーに関する情報を提供するため、プレーヤーの登録情報に関し、以下の情報をエクセルファイルで保有するものである。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所及び電話番号並びにメールアドレス
- オ 職業
- カ 支援を希望する地域及び支援内容

(2) ファイルの名称

## 岐阜市地域まちづくりプレーヤー登録者一覧表

### 2 意見

適当なものと認める。